印西市入札・契約制度の改善について

（平成３１年２月）

本市では、公正で透明性・競争性の高い入札・契約制度を確立するため、入札契約手続きの改善に努めていますが、より一層の改善を図るため平成３１年４月１日から下記のとおり実施することとします。

※改善点のみを抜粋し、記載をしています、運用にあっては、関係するそれぞれの要領をご参照ください。

１．予定価格の公表について

入札不調・中止を減少させ、適切な発注時期の確保及び迅速な事業の進捗を図るため、総合評価方式を除く入札において、予定価格を事前公表します。

２．制限付一般競争入札の対象事業について

制限付一般競争入札の対象事業を次のように改正します。

事　　業	現　　行	改　　正
建設工事又は製造その他の請負	１０００万円以上	１３０万円以上
財産の買入れ	８０万円以上	８０万円以上
街路樹管理、公園管理、草刈業務その他これらに類する業務委託	１０００万円以上	５００万円以上

また上記以外でも、事業の内容等により制限付一般競争入札を適用することができるよう改正します。

３．最低制限価格について

変動型最低制限価格制度を創設し、制限付一般競争で実施する入札に適用します。

≪対象≫

・建設工事又は製造その他の請負
・街路樹管理、公園管理、草刈業務その他これらに類する業務委託

≪算出方法≫

有効応札	算 出 方 法
３者以上	応札の平均価格に１００分の９０を乗じて得た値の小数点以下第一位を切り捨てて、整数とした値を最低制限価格とする
３者未満	最低制限価格を設けない

４．同日入札における受注制限について

受注機会確保のため、同種事業の入札が重複する場合、同日入札取り抜け方式制度を創設し適用します。

≪対象≫

・工種（業種）、入札参加要件が同一
・工期が同一または重複
・対象事業数に対して、競争性が確保できる参加者数が見込まれる
・原則として、公告日、入札日が同一

≪落札候補者の決定≫

①　金額の大きいものから開札し、落札者又は落札候補者を決定
②　落札者又は落札候補者となった者の札は、以降の案件は無効とする
③　結果、対象となった案件について落札できる事業は１件

５．印西市制限付一般競争入札参加資格要件選定基準について

制限付一般競争入札の資格要件について、別表のとおり改正します。

６．質問に対する回答方法について

質問に対する回答は１回だけでしたが、随時回答を行うこと、また質問締切日までは何度でも質問をすることができるように改めます。

７．総合評価方式について

総合評価方式の対象事業を次のように改正します。

事　　業	現　　行	改　　正
土木工事及び舗装工事	５０００万円以上	１億円以上
建築工事及び設備工事	１億５０００万円以上	１億５０００万円以上

８．建設工事等における一者入札を有効とする場合の事務取扱要領について

対象事業及び適用条件を見直し、電子調達システムにより執行する入札案件について、一者入札を有効とします。

別表

現　　行

表１　建設工事（土木一式工事、舗装工事）

発注金額	事業所の所在地	総合評定値
１億５千万円以上		経営事項審査総合評定値により設定
１億５千万円未満 １億円以上	市内、準市内 印旛郡市内、県内	８００以上
１億円未満 5,000 万円以上	市内、準市内 印旛郡市内	７００以上
5,000 万円未満 1,000 万円以上	市内	６００以上
1,000 万円未満	―	指名競争入札

表２　建設工事（建築一式工事）

発注金額	事業所の所在地	総合評定値
１億５千万円以上		経営事項審査総合評定値により設定
１億５千万円未満 5,000 万円以上	市内、準市内 印旛郡市内、県内	７００以上
5,000 万円未満 1,000 万円以上	市内、準市内 印旛郡市内	６００以上
1,000 万円未満	―	指名競争入札

表３　建設工事（設備その他工事）

発注金額	事業所の所在地	総合評定値
5,000 万円以上		経営事項審査総合評定値により設定
5,000 万円未満 2,500 万円以上	市内、準市内 印旛郡市内、県内	８００以上
2,500 万円未満 1,000 万円以上	市内、準市内 印旛郡市内	７００以上
1,000 万円未満	―	指名競争入札

表３　財産の買入れ

発注金額	事業所の所在地
80 万円以上	市内、準市内、県内、県外

改　　正

（事業所の所在地）

１　事業所の所在地に関する要件を設定する場合は、公正な競争を確保するため、見込み対象業者を別表に定めるとおり、確保することを原則とする。なお、所在地は、各号に示す順に選出する。

（１）市内本店

（２）市内支店

（３）県内本店

（４）県内支店

（５）県外

２　前項の規定にかかわらず、事業の実績を求めるなど、入札参加者が少ないことが予測される場合には、見込み対象業者数を確保できるように、実績に合わせ、所在地とする下位にあるものを選択することができる。

３　財産の買入れの場合において、保守管理が必要な業務に限り第１項第４号または、第５号に規定する所在地とする要件を設定することができる。

表１　建設工事（土木一式工事、建築一式工事、舗装工事）

発注金額	見込み対象業者数	総合評定値
１億５千万円以上	２０者以上	経営事項審査総合評定値により設定
１億５千万円未満 １億円以上		８００以上
１億円未満 5,000 万円以上	１０者以上	７００以上
5,000 万円未満 1,000 万円以上		６００以上
1,000 万円未満		―

表２　建設工事（設備その他工事）

発注金額	見込み対象業者数	総合評定値
5,000 万円以上	２０者以上	経営事項審査総合評定値により設定
5,000 万円未満 2,500 万円以上	１０者以上	８００以上
2,500 万円未満 1,000 万円以上		７００以上
1,000 万円未満	５者以上	―

表３　業務委託

発注金額	見込み対象業者数
3,000 万円以上	１０者以上
3,000 万円未満	７者以上